

低入札価格審査書

令和元年5月9日
世田谷区財務部経理課

- 1 件 名 旧世田谷区立花見堂小学校解体工事
 2 入 札 日 平成31年4月11日
 3 調査対象者 株式会社滝口興業 東京支店
 4 予定価格 223,140,000円(税抜)
 5 入札価格 167,350,000円(税抜)
 6 調査実施概要

	調査項目	調査内容
1	その価格により入札した理由	・解体工事に特化した専門業者であり、一部工事(杭の引き抜き・アスベスト除去等)は外注するが、それ以外は自社施工が可能である。重機や資材についても一部を除き自社所有の資機材を使用することが可能であり、機器リース代、人件費等を低減できるため、この価格での入札が可能となったと判断する。
2	手持ち工事の状況	なし
3	契約対象工事における配置予定技術者	配置予定技術者の保有資格は以下のとおり。 ・監理技術者(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業ほか) ・一級土木施工管理技士 ・解体工事施工技士
4	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	・契約対象工事箇所：世田谷区代田一丁目13番9号 ・本 社：埼玉県川口市前川一丁目26番22号 ・東京支店：東京都北区赤羽南一丁目4番12号 ・第一資材置場(所有)：埼玉県川口市前川一丁目26番35号 ・第二資材置場(賃貸)：埼玉県川口市安行領根岸3227 ・本運資材置場(賃貸)：埼玉県川口市本蓮四丁目3番55号
5	手持ち資材の状況	防音パネル(1819*862)2500枚、防音シート(1.8m*3.4m)800枚、アドフラット鋼板(H=3.0m)1000枚、コンプレッサー(51.5ps)2台、単管パイプ(6.0m)3000本
6	資材購入先及び購入先と入札者との関係	業者名：(株)仙台銘板 ※下請業者、同族会社等特段の関係なし 品名・規格：B型バリケード等仮設材(必要量)
7	手持ち機械の状況	バックホウ(303CCR 0.09m ³)1台、バックホウ(308DCR 0.25m ³)1台、バックホウ(SH75X 0.25m ³)2台、バックホウ(SH120 0.45m ³)1台、バックホウ(SH120 0.50m ³)1台、バックホウ(SH135 0.5m ³)3台、バックホウ(SH210 0.70m ³)3台、バックホウ(SH220 0.90m ³)1台、バックホウ(SH450 1.80m ³)1台

8	労働者の具体的供給見通し	調査対象者からは管理技術者及び解体工・オペレーターを配置する。杭引抜工、アスベスト除去工等の作業員については、下請から確保する。
9	工事实績 ※当該開札日から過去3年の間に完了した契約金額50,000千円以上の公共工事名及び発注者並びに履行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・件名：旧立川税務署建物解体工事 発注者：東京都 工期：H30.8～H31.3 金額：67,385,520円 ・件名：都営船堀四丁目アパート除去工事 発注者：東京都住宅供給公社 工期：H30.8～H31.2 金額：112,795,200円 ・件名：高田小学校跡地公園整備に伴う仮設通路及び校舎等解体工事 発注者：豊島区 工期：H29.10～H30.12 金額：170,015,760円 ・件名：都営成増アパート（30,31,36,37号棟）除却工事 発注者：東京都住宅供給公社 工期：H29.12～H30.11 金額：207,608,400円 ・件名：多摩川住宅（ロ-16号棟）除却工事 発注者：東京都住宅供給公社 工期：H29.3～H30.4 金額：531,381,600円 <p>上記ほか12件</p>

7 委員会

開催日	令和元年5月9日（木）
審査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・杭の引き抜きやアスベスト除去等の一部工事は下請に外注するが、それ以外には自社施工が可能であること。また、重機や資材についても一部を除き自社所有の資機材を使用することが可能であり、機器リース代、人件費等を低減できることが低価格で積算されている主な理由であり、過去の自社の実績から施工に問題はないと判断できる。 ・入札者が提出した積算内訳書と区の内訳書を比較すると、一部の単価に差異はあるが、長年取引のある業者と折衝、もしくは過去の自社の実績から想定金額を算出することで、無理なく仕様書通りの施工が可能である価格として工事費の圧縮を図っていることを確認した。

	<ul style="list-style-type: none">・今回の現場には、公共工事・民間工事共に経験が豊富な技術者の配置が予定されている。また、労働者においては、工事に必要な人員が検証されており、施工体制に支障がないことが判断できる。・コスト圧縮によって従業員や下請企業にしわ寄せが生じないこと、公契約条例を遵守することを確認した。 <p>以上、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めない、との判断を得たため、調査対象者を落札者と決定する。</p> <p>ただし、コスト圧縮による下請企業へのしわ寄せや粗雑工事が生じる可能性を完全には否定できないことから、公契約条例の観点を踏まえ、区は発注者としての責任を持って、工事の進捗管理及び現場監督を徹底する。</p>
--	--